

## 生活衛生関係営業等衛生問題検討会開催要綱

## 1. 目的

理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生水準の向上及び改善を推進し、公衆衛生の確保を図るため、これら営業施設における営業者、従業者が遵守すべき衛生管理及び衛生的取扱い方法、現代社会に即した各種衛生上の問題点等を検討し、行政上の指針を得ることを目的とする。

## 2. 構成等

- (1) 構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。
- (2) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (3) 必要に応じて、構成員の変更を行うことができる。

## 3. 検討事項

- (1) 生活衛生に関する衛生管理のガイドラインについて
- (2) その他必要な事項

## 4. その他

- (1) 検討会は、健康局長が開催する。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局生活衛生課において行う。
- (4) 本要綱に定めるものの他、その他検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。